様式第２号（第５条関係）

学習用通信機器貸付契約書

　　　　　　　　　　学校（以下、甲という）と　　　　　　　　（以下、乙という）は、甲が貸し付ける学習用通信機器及び付属品（以下、「貸付物品」という）の利用に関して、次のとおり合意したので本契約を締結する。

第１条（目的）

　甲が貸付した貸付物品を、乙が利用するにあたり、本契約を誠実に守ることとする。

第２条（貸付物品の利用条件）

　貸付物品の利用にあたっては、裏面の利用条件を遵守する。

第３条（貸付物品の品名・数量）

　甲は乙に次の貸付物品を貸し付ける。

　（１）品名　　　　　　　　　　　　　　（備品番号：　　　　　　　　　）

　（２）数量　　１　台

第４条（監査）

甲は、必要に応じて、貸付物品の情報を確認することができる。

第５条（罰則）

１　第２条が守られなかったときは、甲は乙に対して貸付物品の利用差し止め及び返却を命じることができる。

２　貸付物品の返却ができない場合は、実費を甲が定めた期日以内に支払うものとする。

第６条（損害賠償）

１　貸付物品の目的外使用により、乙が甲に損害を与えた場合、乙が甲以外の第３者に損害を与えた場合、それを賠償する。

２　貸付物品の目的外使用により、乙に発生した損害等については、乙がその責任を負う。

３　乙が、貸付物品を故意又は重大な過失により破損または紛失した場合は、貸付物品に係る実費を甲に弁償する。

第７条（有効期間）

１　本契約の有効期間は、令和　　　年　　　月　　　日から令和　　　年　　　月　　　日までとし、終了時に甲へ貸付物品を返還する。

２　前項の定めに関わらず、甲は本契約を解約することができる。

第８条（協議事項）

　本契約書に定めのない事項が生じたとき、甲乙が誠意をもって協議の上、解決する。

以上、本契約の成立の証として、本書を２通作成し、甲乙は署名の上、それぞれ１通を保管する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　　　　　　　　学校長　　　　㊞

乙　住　　　所

保護者氏名

（児童生徒氏名）

貸付物品の利用条件

１　本申請により貸付物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）はその貸付を受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負うものとする。

２　貸付物品の利用にあたっては、借受者は次に掲げる行為を遵守すること。

（１）貸付物品を、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。

（２）貸付物品を、児童生徒の自宅で使用し、自宅以外で使用しないこと。

（３）貸付物品は、学校の許可があった場合には、学校等での使用ができる。

（４）家庭学習に関係のないＷｅｂサイトの閲覧は行わないこと。

（５）貸付物品のセキュリティの維持に努めること。

（６）貸付物品の使用に係るＩＤ、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。

（７）貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。

（８）貸付物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。

（９）貸付物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。

（10）各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。

３　借受者は、学校から貸付物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うものとする。

４　貸付物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。

５　借受者は貸付物品を破損したとき又は貸付物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第５号）を学校に提出しなければならない。

６　借受者は、貸付期間終了日までに、貸付物品を返却しなければならない。なお、貸付期間中で

あっても、学校が必要と認める場合は、借受者に貸付物品の返却を命じることができる。

７　借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。

８　利用者の保護者は、山口県学習用通信機器貸付要綱に基づき、利用者が負担する一切の債務に

ついて連帯して保証することとする。

９　借受者が、貸付物品を故意又は重大な過失により破損または紛失した場合は、貸付物品に係る実費を学校に弁償する。

10　借受者は、貸付対象者の要件である、学校に在籍し、家庭に有線及び無線によるインターネット環境のない又は家庭学習のために十分ではない児童生徒を満たさなくなった場合は、貸付物品を学校に返却しなければならない。

11　借受者は、借受者の負担で別途通信に必要な契約を事業者と締結することとする。

12　その他、貸付物品の利用に際しては、学校の指示に従うものとする。